

2018年10月29日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ プ コ ン  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 辻 本 春 弘  
(コード番号：9697 東証第1部)  
問 合 せ 先 広 報 I R 室  
電 話 番 号 (06) 6920-3623

## 自己株式の取得および自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2018年10月29日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項および当社定款の規定に基づく自己株式の取得およびその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、将来の事業展開や経営環境の変化等を勘案のうえ、連結配当性向30%を基本方針とし、かつ安定配当の継続に努めております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするもので、これまで、株主の皆様に対する利益還元の更なる充実を図るため、2002年6月21日開催の定時株主総会決議に基づく自己株式取得（累計取得期間2002年10月1日～2003年2月25日、累計取得株式数1,500,000株、累計取得価額の総額3,055,770,800円）を行って以来、2016年8月25日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得（取得期間2016年8月26日～2016年9月5日、取得株式数1,480,600株、取得価額の総額3,299,875,500円）までに、株主総会もしくは取締役会において累計10回（累計取得株式数13,246,800株、累計取得価額の総額21,708,383,600円）の決議によって市場買付けの方法で自己株式の取得を実施してまいりました。

かかる状況のもと、2018年8月下旬に、当社の主要株主である筆頭株主（2018年9月30日現在）の株式会社クロスロード〔以下、「クロスロード」といいます。2018年10月29日現在、保有株式数は12,748,800株であり、発行済株式総数135,446,488株（注）に対する割合は9.41%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。）〕より、その保有する当社普通株式の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。クロスロードは、当社の創業家の資産管理業務を行っている会社であり、当社代表取締役会長の辻本憲三の子息で当社子会社の株式会社カプコン管財サービス代表取締役社長の辻本美之および当社常務執行役員の辻本良三が代表取締役を、また辻本憲三および辻本憲三の子息であり当社代表取締役社長の辻本春弘が取締役をそれぞれ務めており、辻本美之、辻本良三および辻本春弘の3名で議決権の全てを保有しております。

（注）当社は、2018年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

これを受け、当社は一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性および市場株価への影響ならびに当社の財務状況等を総合的に考慮し、2018年9月上旬より、当社の資本効率の向上および株主の皆様への利益還元を図る目的から、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、2018年9月上旬、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）および自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると同時に、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、2018年9月中旬、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえ、基準の明確性および客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、2018年9月中旬に、クロスロードに対し、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して一定程度ディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、2018年9月下旬、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況および過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行い、2018年9月下旬に、本公開買付けの具体的な条件についてクロスロードと協議いたしました。その結果、2018年10月下旬に、クロスロードより、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（2018年10月26日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を買付価格とし、その保有する当社普通株式12,748,800株（発行済株式総数に対する割合：9.41%）の一部である2,190,000株（発行済株式総数に対する割合：1.62%）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。なお、本公開買付けに応募しない当社普通株式10,558,800株（発行済株式総数に対する割合：7.80%）の保有方針については、現時点において、継続的に保有する方針である旨の回答を得ました。

そこで、本公開買付価格について2018年10月29日に取締役会決議日の前営業日（2018年10月26日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格である2,192円（小数点以下を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）とすることを決定いたしました（具体的な条件については後記「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。）。

以上を踏まえ、当社は、2018年10月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項および当社定款の規定に基づき、また、クロスロード以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、2,737,200株（発行済株式総数に対する割合：2.02%）を買付予定数の上限として自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として、本公開買付けを実施することならびに本公開買付価格を本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（2018年10月26日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,435円に対して、10%のディスカウントを行った価格である

2,192円とすることを決議いたしました。なお、当社代表取締役会長である辻本憲三および当社代表取締役社長である辻本春弘はクロスロードの取締役をそれぞれ兼務しているため、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、当社とクロスロードの事前の協議には参加しておらず、また、本公開買付けに関する取締役会の審議および決議には参加しておりません。

なお、本公開買付けに要する資金については、全額自己資金を充当する予定であります。2018年9月30日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金および預金）は約499億円であり、本公開買付けの買付資金として約60億円を充当した後も、当社手元流動性は十分確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されることが見込めるため、当社の事業運営や財務の健全性および安全性は今後も維持できるものと考えております。

クロスロードは、2018年9月30日現在、当社の総株主の議決権の数（1,094,051個）に対して11.65%（小数点以下第三位を四捨五入）の議決権（127,488個）を所有し、当社の主要株主である筆頭株主に該当しておりますが、クロスロードが本公開買付けに当社普通株式の一部である2,190,000株を応募し、当社が当該応募株式を買付けた場合には、本公開買付け後においてクロスロードは当社の主要株主に該当しないこととなり、主要株主である筆頭株主の異動が生じる予定です。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	2,737,200株（上限）	5,999,942,400円（上限）

（注1）発行済株式総数 135,446,488株（2018年10月29日現在）

（注2）発行済株式総数に対する割合 2.02%（2018年10月29日現在）

（注3）取得する期間 2018年10月30日（火曜日）から2018年12月28日（金曜日）まで

（注4）買付予定株数以上の応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元（100株）を加算しております。

### (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

① 取締役会決議	2018年10月29日（月曜日）
② 公開買付開始公告日	2018年10月30日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
③ 公開買付届出書提出日	2018年10月30日（火曜日）
④ 買付け等の期間	2018年10月30日（火曜日）から 2018年11月27日（火曜日）まで（20営業日）

## (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,192円

## (3) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするもので、これまでも、株主の皆様に対する利益還元の更なる充実を図るため、2002年以降、株主総会もしくは取締役会において累計10回の決議によって市場買付けの方法で自己株式の取得を実施してまいりました。

当社は、本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえ、基準の明確性および客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況とその他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した当社取締役会決議日である2018年10月29日の前営業日（同年10月26日）の当社普通株式の終値2,435円、同年10月26日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,685円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）および同年10月26日までの過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,705円を参考にいたしました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、2018年9月中旬に、クロスロードに対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格を基礎として一定程度ディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、2018年9月下旬、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況および過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付けについて検討を行い、2018年9月下旬に、本公開買付けの具体的な条件について、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（2018年10月26日）までの過去1ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付けとする旨をクロスロードに提案し、協議いたしました。

その結果、2018年10月下旬に本公開買付けの実施を決議した当社取締役会決議日である2018年10月29日の前営業日（同年10月26日）の当社普通株式の終値2,435円、同年10月26日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,685円および同年10月26日までの過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,705円に対してそれぞれ10%のディスカウント率を適用して算出される価格を参酌し、近時の株価推移に鑑み、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、本公開買付けの実施を決議した当社取締

役員決議日である2018年10月29日の前営業日（同年10月26日）の当社普通株式の終値2,435円に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とする提案をしたところ、クロスロードより、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（2018年10月26日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を買付価格とし、その保有する当社普通株式12,748,800株（発行済株式総数に対する割合：9.41%）の一部である2,190,000株（発行済株式総数に対する割合：1.62%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。なお、本公開買付けに応募しない当社普通株式10,558,800株（発行済株式総数に対する割合：7.80%）の保有方針については、現時点において、継続的に保有する方針である旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、2018年10月29日の取締役会決議により、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（2018年10月26日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,435円に対して10%のディスカウントを行った価格である2,192円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である2,192円は、本公開買付けの実施を決議した当社取締役会決議日である2018年10月29日の前営業日（同年10月26日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,435円から9.98%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同年10月26日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,685円から18.36%、同年10月26日までの過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,705円から18.96%、それぞれディスカウントした金額となります。

## ② 算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、将来の事業展開や経営環境の変化等を勘案のうえ、連結配当性向30%を基本方針とし、かつ安定配当の継続に努めております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

かかる状況のもと、2018年8月下旬に、当社の主要株主である筆頭株主（2018年9月30日現在）のクロスロードより、その保有する当社普通株式の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性および市場株価への影響ならびに当社の財務状況等を総合的に考慮し、2018年9月上旬より、当社の資本効率の向上および株主の皆様への利益還元を図る目的から、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、2018年9月中旬、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）および自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるのと同時に、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、2018年9月中旬、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえ、基準の明確性および客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのう

えで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、2018年9月中旬に、クロスロードに対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して一定程度ディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、2018年9月下旬、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況および過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行い、2018年9月下旬に、本公開買付けの具体的な条件について、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（2018年10月26日）までの過去1ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とする旨をクロスロードに提案し、協議いたしました。その結果、2018年10月下旬に本公開買付けの実施を決議した当社取締役会決議日である2018年10月29日の前営業日（同年10月26日）の当社普通株式の終値2,435円、同年10月26日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,685円および同年10月26日までの過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,705円に対してそれぞれ10%のディスカウント率を適用して算出される価格を参酌し、近時の株価推移に鑑み、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、本公開買付けの実施を決議した当社取締役会決議日である2018年10月29日の前営業日（同年10月26日）の当社普通株式の終値2,435円に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とする提案をしたところ、クロスロードより、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（2018年10月26日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を買付価格とし、その保有する当社普通株式12,748,800株（発行済株式総数に対する割合：9.41%）の一部である2,190,000株（発行済株式総数に対する割合：1.62%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。なお、本公開買付けに応募しない当社普通株式10,558,800株（発行済株式総数に対する割合：7.80%）の保有方針については、現時点において、継続的に保有する方針である旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、2018年10月29日の取締役会決議により、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（2018年10月26日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,435円に対して10%のディスカウントを行った価格である2,192円とすることを決定いたしました。

#### （4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,737,100株	一株	2,737,100株

（注1）本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（2,737,100株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（2,737,100株）を超えるときは、その超える部分の全部または一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の

改正を含みます。以下、「法」といいます。) 第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項および発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。) 第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金 6, 027, 723, 200 円

(注) 買付予定数 (2, 737, 100 株) を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料およびその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用および公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称および本店の所在地

(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

2018 年 12 月 19 日 (水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾または売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所または所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店または全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(ア) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者および国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315% [所得税および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。)] に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。)] 15.315%、住民税 5% に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%)

は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税および復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下、「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税および復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税および復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(イ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税および復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税および復興特別所得税の軽減または免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して2018年11月27日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書または関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明および保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点および公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報または書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、もしくは米国に向けて、または米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付けもしくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インタ

ーネット通信を含みますが、これらに限りません。) または米国内の証券取引所施設を使用していないこと、および、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人または受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ② 当社は、2018年10月下旬に、当社の主要株主である筆頭株主のクロスロードより、その保有する当社普通株式12,748,800株(発行済株式総数に対する割合:9.41%)の一部である2,190,000株(発行済株式総数に対する割合:1.62%)について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。なお、本公開買付けに応募しない当社普通株式10,558,800株(発行済株式総数に対する割合:7.80%)の保有方針については、現時点において、継続的に保有する方針である旨の回答を得ております。

(ご参考) 2018年10月29日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	109,488,588株
自己株式数	25,957,900株

以 上